

日本小児科学会こどもの生活環境改善委員会

Injury Alert (傷害速報) Follow-up 報告 No. 5

2013年10月より、東京都商品等安全対策協議会(参考資料1)においてブラインド等のひもの安全対策が検討され、2014年2月に報告書(参考資料2)が公表された。

わが国において、これまでに報告された事故例は7例あり、このうちの3例は傷害速報「No. 36 カーテンの留め紐による縊頸」とその類似例であった。東京都の報告書を受け、経済産業省では2014年度にブラインド等のひもの安全基準を検討する委員会を設置し、JIS化に向けた検討が行われることになった。

東京都からは啓発用のリーフレット(写真1, 参考資料3)も出ている。アクセス先は以下のとおりである。



写真1 「ブラインド等のひもの事故に気を付けて！」
リーフレット

参考資料

- 1) 東京都生活文化局東京都商品等安全対策協議会「ブラインド等のひもの安全対策」
<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/kyougikai/h25/>
- 2) ブラインド等のひもの安全対策 報告書(東京都商品等安全対策協議会)
http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/kyougikai/h25/documents/houkokusyo_hp.pdf (報告書全文)
http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/kyougikai/h25/blind_houkoku.html (東京暮らし Web)
- 3) 「ブラインド等のひもの事故に気を付けて！」リーフレット
http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/kyougikai/h25/documents/blind_leaflet.pdf

日本小児科学会こどもの生活環境改善委員会

Injury Alert（傷害速報）・再掲載

No. 36 カーテンの留め紐による縊頸

事 例		年齢：1 歳 1 か月 性別：男 体重：8.5kg 身長：70cm
傷害の種類		窒息
原因対象物		カーテンの留め紐（タッセル）
臨床診断名		縊頸，低酸素性脳症，全身性強直間代性痙攣
直接医療費		約 250 万円
発生 状況	発生場所	自宅の居間の窓際
	周囲の人・状況	居間には患児が1人で居り，母親は外で洗濯物を干していた。 患児の発達は，数歩程度の独歩が可能な発達段階であった。 傷害が発生したタッセル下端は床から 50cm ほどの高さであった。
	発生年月日・時刻	2012 年 7 月 9 日 午前 8 時 8 分頃
	発生時の詳しい様子 と経緯	母親が居間に不在であった数分のあいだに，カーテンを留めるタッセル（写真1）が前頸部にかかり縊頸の状態となった。8 時 8 分に母親が発見した時，患児は前のめりになるような体勢で，前頸部にタッセルがかかっていた。足は床についていた。縊頸を解除した直後は呼吸がなかった。8 時 13 分に救急隊が到着した時点では，自発呼吸はあったが意識状態は Japan Coma Scale でⅢ-300 であったため，ドクターヘリを要請した。8 時 43 分に医師が診察しているが，その時点では患児は開眼し，啼泣はあるも視線は合わず，顔面に広範な溢血点を認めた。
治療経過と予後		当院への搬送途中に全身性の強直間代性痙攣が出現し，ドルミカムを投与したところ数分後に頓挫した。救急室にて気管挿管を施行した後，脳低体温療法を行うため他院の小児集中治療室へ搬送となった。搬送先では同日より脳低体温療法を開始し，7 月 13 日に復温を終了した。7 月 18 日には人工呼吸管理を離脱し，7 月 20 日には一般病棟へ転棟した。その頃には座位の保持は可能であったが，つかまり立ちはできなくなっていた。その後，全身状態が安定したため，7 月 23 日に経管栄養の状態で当院に戻ってきた。この頃よりつかまり立ちができるようになった。7 月 24 日より経口摂取を開始し，7 月 30 日には独歩が可能となり，8 月 9 日に自宅に退院となった。

【こどもの生活環境改善委員会からのコメント】

この傷害に対して，「カーテンの留め紐に首を挟まれないよう注意しましょう」と指摘するだけでは予防できません。製品を改善することが必要です。

1. 自宅内のカーテンやブラインドの紐が原因となる縊頸は，諸外国では古くから報告されている。1997 年の JAMA の論文（1）では，1981 年から 1995 年のあいだに米国内で 183 例の死亡があり，その 93% が 3 歳未満の乳幼児であったと報告されている。
2. The US Consumer Product Safety Commission；CPSC（米国消費者製品安全委員会）は，2009 年に窓のブラインド類についている紐を原因とする縊頸による幼児の死亡例が，2006 年以降に 5 例，死にかけた幼児が 16 例おり，ブラインドの製作，販売，輸入を行っている会社に対し，製品を自主的にリコールするよう呼びかけている。これにより IKEA が 330 万個以上のブラインドを自主的にリコールしている。
3. またカーテンやブラインドに関係する製造会社や輸入会社が協力して立ち上げている Window Covering Safety Council では，10 月を安全強化月間として全国規模でのキャンペーンを行っており，CPSC もブラインドやカーテンの紐による縊頸予防に関するポスターを作製している（写真 2）。
4. これらの活動をもってしても，カーテンやブラインドの紐が原因となる縊頸はなくなっていない。必要なことは，乳幼児の頸が引っかからない構造，また，引っかかったとしてもすぐにループが解除できるデザインにすることである。また，カーテンの留め紐の下端は床から 1m 以上の高さになるように設置することや，ループ状の構造があり，幼児の体重がかかった時にループが外れない製品は子どもの生活環境から排除する必要がある。



写真1 患児の首が引っかかっていたカーテンの留め紐

参考文献

- 1) Rauchschwalbe R, Mann NC. Pediatric window-cord strangulations in the United States, 1981-1995. JAMA. 1997 ; 277 : 1696—8.

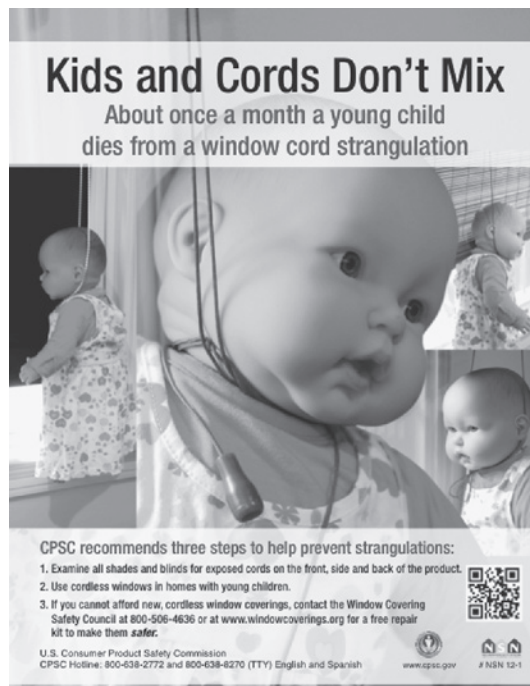


写真2 CPSCの縊死予防に関するポスター

※この事例の類似事例2編を日本小児科学会ホームページで公開しています。詳細は学会ホームページをご覧ください。